

No. 3

建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1035 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置

名 称	門倉工業株式会社 戸塚工場	
位 置	戸塚区上矢部町 2067 番 4 ほか 17 筆	
敷 地 面 積	5,014.49 m ²	
用 途 地 域	工業地域	
施設概要	構 造	鉄筋コンクリート造 地上 1 階建 等
	主 要 用 途	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	2,872.76 m ²
	延 床 面 積	2,974.73 m ²
	処 理 能 力	一般廃棄物及び産業廃棄物 木くずの破碎施設 241.32 t/日
	建 築 主	名称 門倉工業株式会社 住所 横浜市磯子区中原一丁目 3 番 27 号-30
	運 営 主 体	名称 門倉工業株式会社 住所 横浜市磯子区中原一丁目 3 番 27 号-30

(内容)

本事業者は、昭和 34 年から循環型社会の構築に貢献することを目的に横浜市内及び近郊の工事現場等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理事業を行っています。

今回、木くずの破碎施設の設置について、次の理由により、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会へ付議するものです。

- 1 内陸部の工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと。
- 2 搬出入車両の台数は現況とほぼ変わらず、周辺交通量と比較して少ないこと。
- 3 破碎機・保管場を建屋内に設置、住宅側に緑地帯を設けるなど周辺環境に配慮しており、かつ、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準値以下となっていること。

議第 1036 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	横浜環境保全株式会社 金沢中間処理場	
位 置	金沢区鳥浜町 2 番 88 ほか 4 筆	
敷 地 面 積	1,637.17 m ²	
用 途 地 域	工業専用地域、臨港地区（工業港区）	
施設概要	構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階建 等
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	717.64 m ²
	延 床 面 積	1,195.47 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物 廃プラスチック類の破砕施設 121.03 t/日
	建 築 主	名称 横浜環境保全株式会社 住所 横浜市中区吉田町 53 番地
	運 営 主 体	名称 横浜環境保全株式会社 住所 横浜市中区吉田町 53 番地

(内容)

本事業者は、昭和 63 年から循環型社会の構築に貢献することを目的に横浜市内及び近郊の工場等から発生する産業廃棄物の処理事業を行っています。

今回、廃プラスチック類の破砕施設の設置について、次の理由により、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会へ付議するものです。

- 1 臨海部の工業専用地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両の台数は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- 3 生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準値以下となっていること。